

熊本県監査委員公告第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により令和3年（2021年）10月27日から令和4年（2022年）2月2日までの間に実施した財政援助団体等の監査結果に関する報告について、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年（2022年）3月14日

熊本県監査委員	藤井一恵
同	竹中潮
同	内野幸喜
同	高野洋介

1 監査対象団体

補助金等交付団体	学校法人開新学園、学校法人熊本学園、学校法人慶誠学園、学校法人加寿美学園、学校法人玉名白梅学園、学校法人有明学園、学校法人菊池女子学園、学校法人松浦学園、熊本県信用保証協会、熊本県商工会連合会、株式会社イズミ（※）、株式会社紅蘭亭（※） （※）は、グループ補助金交付団体から選定
出資団体	公益財団法人熊本県立劇場、天草エアライン株式会社、一般財団法人熊本さわやか長寿財団、一般財団法人熊本テルサ、熊本県道路公社、公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター、公益財団法人熊本県総合保健センター、公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センター、一般財団法人熊本県起業化支援センター、公益財団法人くまもと産業支援財団、一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会、公益財団法人熊本県武道振興会
公の施設の指定管理者	ハートリンク水俣、九州テクニカル・球磨清掃公社委託業務共同企業体、熊本県県営住宅管理センター共同企業体、SFT共同企業体、三勢・ひとづくりJAPANネットワーク・祐和會共同体、熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ

2 監査対象期間 令和2年度（2020年度）

3 監査の主眼

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、補助金等交付団体、県が出資している団体、公の施設の指定管理者の30団体について、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査を実施した。

監査に当たっては、次の事項に主眼をおいて実施した。

(1) 補助金等交付団体

- ・ 補助等の目的に沿った事業が適切に実施されているか。
- ・ 補助等の効果は十分に達せられているか。

(2) 出資団体

- ・ 出資の目的に沿った事業が適切に実施されているか。
- ・ 組織の運営管理が適切に行われているか。
- ・ 会計経理等が適正に行われているか。

(3) 公の施設の指定管理者

- ・ 管理運営に係る協定書等に基づき業務が適切に実施されているか。
- ・ 指定管理者制度実施の効果は表れているか。

4 監査の結果

監査対象団体における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められたが、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項は次のとおりである。

なお、監査対象団体の課題については適切な指導を所管課に求めた。

(1) 指摘事項

監査対象団体名 (所管課)	監査の結果
学校法人有明学園 (私学振興課)	(授業料等減免に伴う還付について) 授業料等減免補助金の対象である生徒等に対し、徴収していた入学金の減免相当額を還付していない。 減免対象の生徒等の負担軽減を図ることを目的とした補助金の趣旨に沿うようチェック体制を強化したうえで、迅速かつ確実に還付を行うとともに、実績報告書提出の際に減免したことが分かる証拠書類(会計帳簿の写し等)を添付させた上で実績を確認する等補助金交付要項に基づき、適正に処理するよう指導すること。
学校法人菊池女子学園 (私学振興課)	(諸手当の取扱いについて) 諸手当の取扱いについて、次の課題がある。 (1) 諸手当規程の定めと異なる額を支給しているもの、手当の支給根拠となる書類を徴取せずに支給しているものが、複数ある。 (2) 諸手当規程に定めのない手当を支給しているものが複数ある。 規定と実態にかい離が生じないように、必要な規定の整備を行うとともに、規定に基づき適正な事務処理を行うよう指導すること。
熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ (体育保健課)	(利用料金の着服について) 施設利用の受付事務を担当する職員が、利用者から徴収した利用料金を着服する事案が発生している。 利用料金は県有施設の維持管理に充当されるものであり、その取扱いには大きな責任と信頼が求められることを踏まえ、再発防止策の徹底や不正防止に向けた取組を継続するよう指導すること。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事例に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適性を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前回監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

(2) 意見事項

なし

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。

(3) 勧告事項

なし

〈参考〉

「勧告事項」とは、監査の結果のうち、特に措置を講ずる必要があると認めるものである。